

第6回青森地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年10月16日（水）午後1時30分から午後2時まで
- 2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	岩崎委員	森宏之 委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	相馬委員	中野委員	野坂委員	保土澤委員
	使用者委員	小山内委員	小野委員	小山田委員	菅委員	藤井委員
【事務局】	井 嶋 労働局長	上 野 労働基準部長	森 越 賃金室長	木 村 室長補佐	高 山 賃金指導官	

（事務局 室長補佐）

定刻になりましたので、ただ今より第6回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠ですが、全員出席されておりますことをご報告いたします。

本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴人の募集公示を行いました。希望者はありませんでしたのでご報告いたします。

なお、報道機関が入室しておりますことを併せてご報告いたします。

また、資料につきまして修正箇所がございますので、事務局の方からご説明させていただきます。

（事務局 賃金室長）

賃金室長の森越でございます。

皆様のお手元に、本日、第6回の会議次第が付いております資料、及び別添として専門部会長報告を配付させていただいております。

会議次第があります資料について1点だけ修正をお願いしたいと思います。

3ページ、資料No.3でございますが、こちらに、各専門部会の審議経過一覧の方を概要だけ載せております。こちらの3ページの下段、下の方に電気機械器具等製造業の審議経過が載っておりますが、こちらの大きな2番、金額審議の「(1) 使用者側意見」のところで、使用者側が主張した内容ということで、「3.4%を根拠に34円引き上げを主張した」と記載させていただいておりますが、申し訳ございません、「32円」の誤りでございますので、修正方、お願いしたいと思います。

（事務局 室長補佐）

それでは以後の議事進行につきましては、石岡会長、よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

それではよろしくお願いいたします。

本日は、産別最低賃金の4業種について金額改正の審議となります。

はじめに、各専門部会の審議が終了いたしましたので、各部会長から報告をお願いする訳ですけれども、鉄工業、電気機械器具製造業、各種商品小売業については、会長である私が部会長でもありましたので、部会長代理である鉄鋼業については森宏之委員、電気機械器具製造業と各種商品小売業については森理恵委員から報告をお願いしたいと思います。

それではまず森宏之先生から。

(森宏之委員)

私からは、9月27日に審議された青森県鉄鋼業最低賃金、並びに10月4日に審議された青森県自動車小売業最低賃金について報告させていただきます。

最初に青森県鉄鋼業最低賃金ですが、こちらの別添資料1の青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。

こちらの内容でございますが、表題等は略させていただきます。

「当専門部会は、令和6年9月12日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別表1のとおり結論に達したので報告する。なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は、別紙2のとおりである。」

別紙1、2ページですが、この中の4の最低賃金について、1時間1,045円ということで、別紙2の委員により全会一致で結審しております。

続きまして、青森県自動車小売業最低賃金でございますが、別添4の10ページの青森県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。ここも表題等を省略させていただきます。本文の報告といたします。

「当専門部会は、令和6年9月12日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県自動車小売業最低賃金の改正決定について慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は、別紙2のとおりである。」

別紙1の4でございますが、1時間963円ということで、別紙2の委員により全会一致で結審しております。

部会報告は以上ですが、各専門部会の審議の概要は、事務局から提供されております資料No.3に示されております。

以上です。

(石岡部会長)

ありがとうございました。
続いて森理恵委員からお願いします。

(森理恵委員)

私からは、10月2日に審議されました青森県電気機械器具等製造業最低賃金及び10月7日に審議されました青森県各種商品小売業最低賃金について報告いたします。

まず、別添資料2、4ページの青森県電気機械器具等製造業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。本文を読み上げますと、

「当専門部会は、令和6年9月12日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県電子部品、デバイス、電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は、別紙2のとおりである。」ということで、別紙1、5ページをご覧くださいなのですが、その中の4、最低賃金について、1時間968円ということで、別紙2の委員により全会一致で結審しております。

次に、別添資料3、7ページの青森県各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書をご覧ください。本文を読み上げますと、

「当専門部会は、令和6年9月12日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は、別紙2のとおりである。」

別紙1、8ページをご覧くださいなのですが、その中の4の最低賃金について、1時間956円ということで、別紙2の委員により全会一致で結審しております。

部会報告は以上ですが、各専門部会の審議の内容は、事務局から提供されている資料No.3に示されております。

以上です。

(石岡部会長)

ありがとうございました。
ただ今の部会報告について、何かご質問等はございませんか。

【各委員から意見なし】

(石岡部会長)

よろしいでしょうかね。

それではお諮りをいたします。ただ今、報告のありました鉄鋼業については53円、電気機械器具等製造業については41円、各種商品小売業については35円、自動車小売業については40円をそれぞれ引き上げるとする、各専門部会長報告のとおり改正するということを決定したいと思いますが、異議はございませんか。

【各委員より「異議なし。」の声あり】

(石岡部会長)

ありがとうございます。「異議なし。」の声がありましたので、4業種とも専門部会長報告のとおり決定をいたしました。

次に効力発生日についてですが、4業種とも例年どおり12月21日とすることでよろしいでしょうか。

【各委員より「はい。」との声あり】

(石岡部会長)

ありがとうございます。これも異議がないようですので、効力発生日については令和6年12月21日の指定発効と決定いたします。

以上の内容で当審議会として青森労働局長宛てに答申することといたします。

【事務局より各委員に答申文の案を配付】

(石岡部会長)

ただ今、事務局から配付していただきました答申文の案ですけれども、ご確認をいただきたいと思います。

なお、各種商品小売業の名称変更があるようですので、この点について事務局から説明していただけますか。

(事務局 賃金室長)

はい。では事務局から若干補足説明をさせていただきます。

9月12日に開催いたしました第5回の審議会でも説明させていただいておりますけれども、本年4月から日本標準産業分類が改正されておりまして、その関係で標準産業分類が中分類、各種商品小売業という範疇にコンビニエンスストアやドラッグストアなどが追加されております。その関係で、当青森県の青森県各種商品小売業最低賃金という名称が、お手元の答申文案の別紙3に記載がございますが、青森県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金という名称に変更されております。

件名は変更になりますけれども、適用対象等は、従来から一切変更はございませんので、その旨、ご了承をお願いしたいと思います。

また、実は他の3業種につきましても、例えば、別紙2のところをご覧いただければと思うんですけれども、別紙2が電気関係の答申文案ですけれども、こちらの2の適用する使用者の3行目のところに、「産業において管理、補助的経済活動」という部分がございますが、従来はこちらが「管理、補助的経済活動」というものだったんですが、こちらの標準産業分類が「,」から「、」に全て変更されたということを踏まえまして、この「,」が

「、」に変わっていると、形式的ではございますが変更されております。

同じような表現が他の鉄鋼と自動車小売業にも出てまいりますので、そちらも同じように、従来は「、」だった表示が「、」に変わっているということでございますので、よろしくご了承方、お願いしたいと思います。

補足説明は以上でございます。

(石岡部会長)

ただ今の説明を含めまして、この答申案について何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

ありがとうございます。それではこの答申文を用いまして答申することといたします。

(事務局 室長補佐)

それでは答申に移らせていただきます。審議会の石岡会長から青森労働局長に対して答申をお願いいたします。

【石岡会長、労働局長が中央に移動し、石岡会長から労働局長に答申文を手交】

(石岡会長)

令和6年10月16日

青森労働局長 井嶋 俊幸 殿

青森地方労働審議会 会長 石岡 隆司

青森県特定産業別最低賃金の改正決定について答申

当審議会は、令和6年9月12日付け青労発0912第1号をもって、貴職から諮問のあった表記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1ないし4のと通りの結論に達したので答申する。

(事務局 室長補佐)

ありがとうございました。

以上を持ちまして答申を終わらせていただきます。

続いて井嶋青森労働局長からお礼のご挨拶を申し上げます。

(局長)

ただ今、石岡会長より青森県特定最低賃金の4業種の改正に係る答申をいただきました。これら特定最低賃金につきましては、去る9月12日に諮問させていただき、各専門部会において、慎重なご審議を賜り、結論を得ることができました。ここに厚く御礼を申し上げます。

げます。

本日、答申いただきました4業種の特定期最低賃金につきましては、異議申出の手続きを行った後、改正決定を行い、令和6年12月21日の発効に向けて官報公示等所要の事務手続を進めてまいります。

委員の皆様には、これまでのご審議に対しまして重ねて厚く御礼を申し上げます。

本当にありがとうございました。

(事務局 室長補佐)

それでは引き続き石岡会長、議事進行のほど、よろしくお願いたします。

それでは最後、その他ですけれども、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

では事務局から資料の説明をさせていただきたいと思ます。会議次第が付いております資料の方をご覧いただければと思ます。

資料No.1、1ページでございますが、こちらは各専門部会委員の名簿でございます、ご覧の部会委員の皆様方にご審議いただいたということでございます。

2ページは、これは8月9日に審議をお願いしました審議会の開催日程でございます。9月2日、同10日の検討小委員会を経まして、同12日に必要性ありとの答申をいただきまして、その後、9月27日から10月7日までの間に各専門部会でご審議いただきまして、4業種全てについて専門部会結審となったところでございます。

資料No.3、4ページ、先ほど一部修正させていただいておりますが、各専門部会の審議経過の一覧ということになっております。4業種とも労使双方の歩み寄りによりまして、最終的には全会一致で結論を出していただきました。改めて御礼を申し上げます。

資料No.4、5ページでございますが、こちらは何度か説明させていただいておりますけれども、全国の地域別最低賃金の改定状況でございます。

6ページは、青森県最低賃金と4つの特定期最低賃金の各業種ごとの引上げ額、引上げ率を記載したもので、こちらはあくまでも専門部会結審までの状況ということで記載させていただいております。

青森県最低賃金につきましては、既に今月5日に発効しておりますが、この周知につきましては、行政機関や主要団体、施設等に対しましてポスターや、皆様本日お手元の方にチラシ、リーフレットを配付させていただきますけれども、これらの資料等を団体等に送付させていただいております。今後も工夫しながら周知を図ってまいりたいと考えております。

8ページ、資料No.7でございますが、こちらは、本日の答申から公示等を経て、発効日に至るまでの流れを整理させていただいたものでございます。中ほどに金額改正の答申、10月16日というのがございまして、こちらについて、本日付けで答申内容、及び異議申出についての公示を行うこととなります。公示期間は15日とされておりますので、公示は本日16日から10月31日までということとなります。異議申出の期間は10月31日の

午後 12 時までということになります。

異議申出がなされた場合には、11 月 1 日金曜日に第 7 回本審を開催し、審議をお願いするということになります。

仮に異議申出があった場合は、申出があった時点で直ちに皆様方にメールによりお知らせさせていただきまして、また、前々日の 10 月 30 日にもメールでお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

また、一方、異議申出が全く出なかった場合にも、念のため 11 月 1 日、金曜日、当日の朝にメールで「現時点で異議申出はありません。」ということで連絡させていただきたいと思います。異議申出がなかった場合には、11 月 1 日の審議会を開催しないということになりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

なお、産業別最低賃金につきましては、過去に当県では異議申出がなされたことはございませんので、付け加えさせていただきます。

次に異議申出期間経過後、11 月 15 日に改正の公示を官報に掲載する予定としております。発効日につきましては、先ほどご審議いただきましたとおり令和 6 年 12 月 21 日の指定発効を予定しております。

資料 2 ページ、資料 No. 2 に先ほど審議会の開催日程について説明させていただきましたけれども、一番下のところに、こちらは第 8 回と書いておりますけれども、もし、第 7 回の異議申出がなければ、3 月が第 7 回になりますけれども、最後の本審を 3 月に予定しているということでございます。

3 月の審議会では、翌年度の産業別最低賃金改正に関する意向表明が議事ということになります。ここで改正の意向が表明された業種につきまして、労働局において最低賃金に関する基礎調査を実施するということになります。

3 月の審議会の具体的な日程につきましては、改めて委員の皆様方に日程確認表等を送らせていただきまして、皆様のご都合を確認した上で日程を設定したいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

事務局からの資料説明は以上でございます。

(石岡会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

よろしいでしょうかね。

その他に何か事務局からありますか。

(事務局 賃金室長)

特にごございません。

(石岡会長)

それでは本日の審議会はこれをもって閉会といたします。お疲れ様でした。